

浄化槽の保守点検・清掃

浄化槽は適正な維持管理を行わないと完全な浄化機能を発揮しません。

●浄化槽を正しく使うための次の事項について注意してください。

- ・保守点検、清掃等は法律で義務付けられていますので毎年必ず行ってください。
- ・浄化槽の上に物を置いて、送風孔をふさがないでください。
- ・モーターを利用している浄化槽は、電源スイッチを切らずに、常時運転してください。

●保守点検は、愛知県知事の登録を受けた業者に依頼してください。

【問合せ先】愛知県尾張県民事務所環境保全課（052-961-7255）

●清掃については、小牧市の許可を受けている下記の業者へ依頼してください。

許可業者	所在地	電話
(株)小牧衛生部	岩倉市曽野町709	0120-110-149
(有)愛牧衛生社	北外山 1962-126	76-3853
輪栄工業(株)	久保新町 87	73-5210
(株)環境衛生	春日井市知多町 1-46	32-7575
中衛工業(株)	名古屋市南区鶴里町 3-11	052-811-8111
サニター(株)	名古屋市中区千代田 5-12-23	052-241-5759
ノザキ(株)	名古屋市中川区千音寺 4-1511	052-431-1351

●法定点検

- ・浄化槽を設置している方は、浄化槽の水質に関する検査を、年1回受けなければなりません。受検しない方には、県の指導監督と罰則があります。
- ・この検査は、技術上の基準に沿って行わねばならず、専門的な知識や技能が必要となります。知事の登録を受けた保守点検業者へ依頼し、適正に管理しましょう。

【問合せ先】（一社）愛知県浄化槽協会（052-481-7160）